

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第33号 平成28年7月12日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年4月3日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>2 私有自動車使用時における市内旅費等の取扱いについて</p> <p>市職員が公務のために市内を旅行する場合には、主に公用車を使用することになるが、公用車が職場に配備されていない等の理由により、路線バス等の交通機関を利用した場については、「市職員等の旅費に関する条例」及び「市職員の日額旅費の支給に関する規則」に基づき、旅行に要した運賃実費額を旅費として支給している。また、公務の遂行が自動車を使用しなければ困難であるが、公用車の使用が不能な場合に限り私有自動車の使用が認められており、その旅費については、同条例の規定に基づき、路程距離(※)に応じ1キロメートルあたり37円を車賃として支給している。しかし、条例や規則に規定していない取扱いとして、私有自動車を使用する場合であっても、目的地までの区間に交通機関が運行されている場合には、それらを利用したものとして旅費を算定する運用を昭和43年に定め、以降同様に運用している状況にある。</p> <p>この取扱いを定めた当時は、公用車の保有台数が少なく私有自動車を使用せざるを得ない状況が背景にあったが、交通機関の運賃を旅費とするに至った経緯については、当時</p>	<p>職員が公務のために市内を旅行する場合において、私有自動車を使用する場合であっても、目的地までの区間に交通機関が運行されている場合には、それらを利用したものとして旅費を算定する運用を改め、平成29年度からは、いわき市職員等の旅費に関する条例等に則し、目的地までの最短経路の距離に基づき、車賃(1キロメートルにつき37円)を支給するとともに、事故発生時における損害賠償基準等を規定した「いわき市職員の私有自動車の公務使用に関する要綱」を制定し、平成29年3月22日付け総務部長名で職員に通知しました。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>は路線バスの系統数が現在と比べ市内各地に網羅されており、目的地までの区間に交通機関が整備されていることが多かったことから、実際に公務に要した私有自動車の路程距離を地図上で計測し旅費を算定する作業と、交通機関を利用した場合の運賃の旅費算定の作業とを比較衡量し、事務負担の軽減と効率化を図るために定められたとのことである。</p> <p>しかし、現在、この取扱いは実態に即しておらず、とりわけ公用車の配備がない保育所や幼稚園等の出先機関の一部においては、勤務時間との関係で私有自動車による旅行が主流となっているものの、実際には利用していない交通機関の運賃を旅費として算定せざるを得ない現状を鑑みると、実態でないがために算定誤りが発生する可能性も否めない状態にある。</p> <p>さらに、私有自動車使用におけるもう一つの課題として、公務中に交通事故が発生した際の損害賠償等に係る市と職員の責任の所在を含めた基準等が定められていないため、実態は職員個人が加入している自動車保険にて対応している状況となっている。</p> <p>これらのことから、私有自動車使用時における旅費の算定については、取扱いを定めた当時と比べ、路程距離の計測は電子地図で容易に確認することが可能となっており、事務負担も大幅に軽減されるものと思料されることから、実態に即した私有自動車使用の旅費支給とすべく、県や他市の取扱いを十分に調査する等により算定方法を見直すとともに、職員が安心して公務を遂行できるよう、私有自動車使用時における事故発生に係る市としての損害賠償基準等を早急に整備するなど、公務に係る旅行の事務取扱いが、市民に対し十分に説明責任が果たせる制度となることを望むものである。</p>	

意見又は要望とする事項	措置した内容
※ 路程距離：実際に走行した距離 (職員課)	